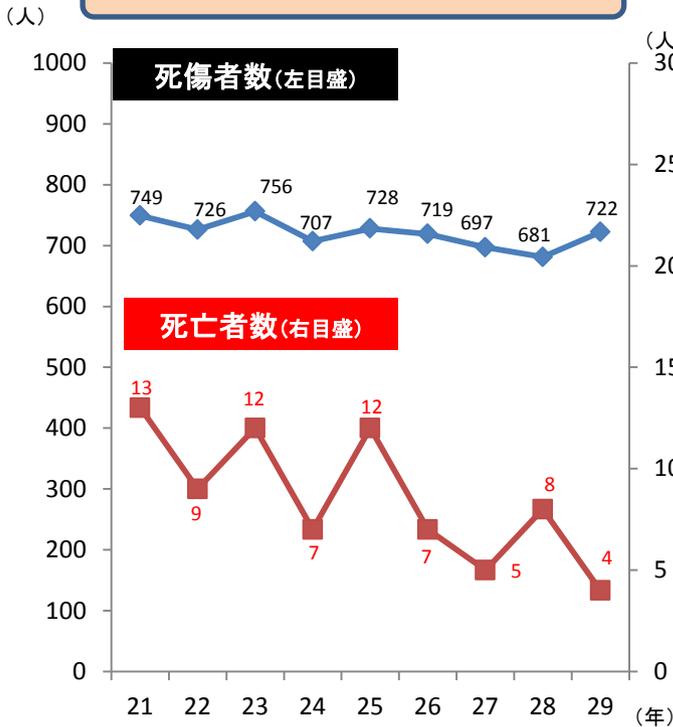


# 島根の労働災害

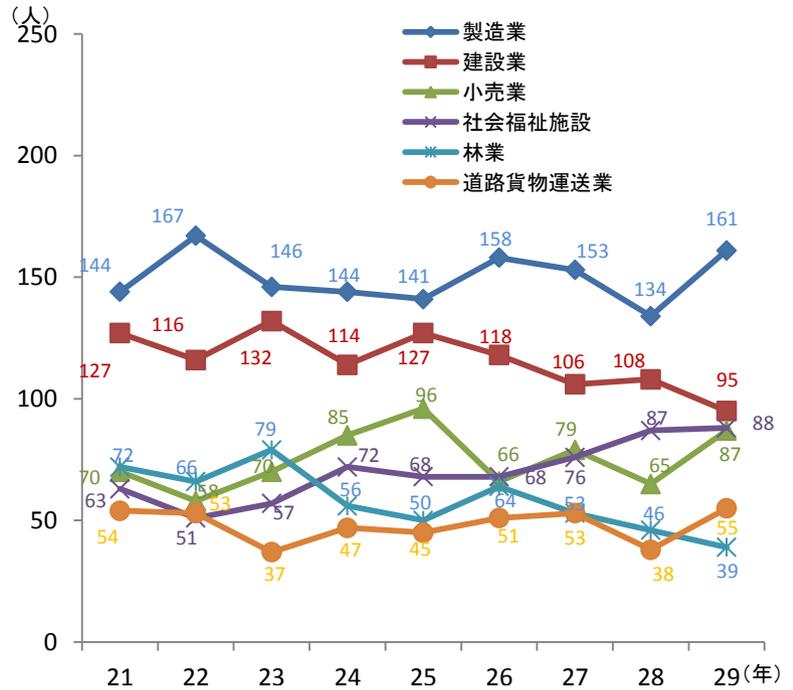
平成29年に島根県内において発生した休業4日以上労働災害による死傷者数は722人(うち死亡 4人)で、前年と比較して33人(4.8%)増加しました。特に製造業、道路貨物運送業、小売業で大幅に増加しています。労働災害による死亡者数は4人となり、平成16年に並び過去最も少ない年となりました。

厚生労働省 島根労働局

年別労働災害発生件数の推移

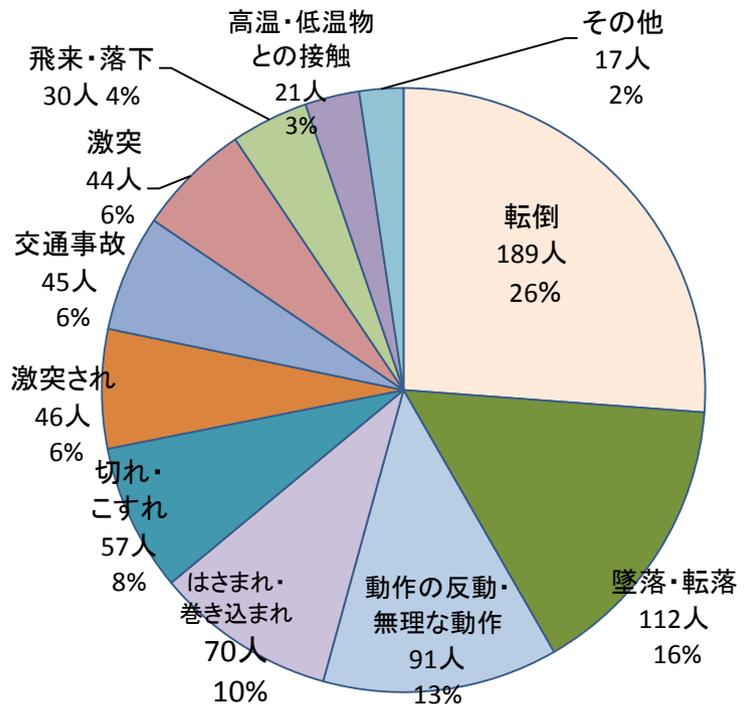


年別業種別労働災害発生件数の推移



## 事故の型別発生状況

- 「転倒」は、毎年最も多い事故の型です(裏面の業種別・年齢別発生状況もご覧ください)。  
雨雪時・油分等での滑り、階段・段差・通路の凸凹等でのつまづきが発生しないよう、歩行面の安全確保が必要です。
- 「墜落・転落」は、建設業では足場や開口部、運輸交通業では車両の荷台が原因(起因物)となることが多くなっています。  
安全に作業できるよう、原則として作業床の確保、それが困難な場合は安全帯の使用などの措置が必要です。
- 「動作の反動・無理な動作」は、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせた場合などをいいます。  
不自然な姿勢での作業とならないような措置や、重量物取り扱い作業の自動化や省力化などが重要です。



# 業種別・監督署別労働災害発生状況

業種	全署計						松江署 隠岐						出雲署			浜田署			益田署												
	28年		29年		増減数	増減率(%)	28年		29年		増減数	28年		29年		増減数	28年		29年		増減数	28年		29年		増減数					
	死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者			
全産業計(除鉱山法適用)	8	689	4	722	33	4.8	4	263	2	282	19	1	19	0	16	▲3	0	231	2	248	17	3	106	0	122	16	1	89	0	70	▲19
製造業	食料品	0	32	0	40	8	25.0	0	14	0	14	0		1	1	0	9	0	14	5	0	7	0	8	1	0	2	0	4	2	
	繊維・衣服	0	1	0	3	2	200.0	0	0	0	0	0		0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
	木材・木製品	0	20	0	25	5	25.0	0	6	0	4	▲2				0	0	4	0	2	▲2	0	6	0	12	6	0	4	0	7	3
	家具・装備品	0	2	0	5	3	150.0	0	0	0	1	1				0	0	2	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パルプ・紙・紙加工品・印刷・製本	0	0	0	2	2	0.0	0	0	0	1	1				0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	化学	0	11	0	12	1	9.1	0	3	0	5	2				0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	5	▲1
	窯業・土石	0	8	0	13	5	62.5	0	2	0	2	0				0	0	6	0	6	6	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0
	鉄鋼・非鉄	0	12	1	16	4	33.3	0	2	0	3	1				0	0	4	1	5	1	0	0	0	0	0	0	6	0	8	2
	金属製品	0	14	0	12	▲2	▲14.3	0	6	0	1	▲5				0	0	7	0	4	▲3	0	0	0	6	6	0	1	0	1	0
	機械器具	0	23	0	21	▲2	▲8.7	0	12	0	5	▲7				0	0	9	0	13	4	0	1	0	3	2	0	1	0	0	▲1
その他の製造業	0	13	0	12	▲1	▲7.7	0	4	0	6	2				0	0	6	0	3	▲3	0	2	0	2	0	0	1	0	1	0	
小計	0	136	1	161	25	18.4	0	49	0	42	▲7	0	0	0	1	1	0	50	1	55	5	0	16	0	38	22	0	21	0	26	5
鉱業	0	3	0	1	▲2	▲66.7	0	1	0	0	▲1				0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	▲1
建設業	土木	1	33	0	31	▲2	▲6.1	0	7	0	6	▲1	2	2	0	0	13	0	13	0	1	10	0	6	▲4	0	3	0	6	3	
	木造建築	1	18	0	17	▲1	▲5.6	1	6	0	3	▲3	1	1	2	1	0	7	0	12	5	0	3	0	1	▲2	0	2	0	1	▲1
	その他の建築	1	42	0	31	▲11	▲26.2	0	11	0	13	2	1	1	0	0	18	0	10	▲8	1	8	0	5	▲3	0	5	0	3	▲2	
	その他	1	16	0	16	0	0.0	1	8	0	12	4				3	3	0	2	0	1	▲1	0	3	0	3	0	0	3	0	0
小計	4	109	0	95	▲14	▲12.8	2	32	0	34	2	1	4	0	8	4	0	40	0	36	▲4	2	24	0	15	▲9	0	13	0	10	▲3
運送	0	38	0	55	17	44.7	0	15	0	27	12				0	0	13	0	18	5	0	8	0	10	2	0	2	0	0	▲2	
その他の運輸	0	12	0	13	1	8.3	0	5	0	7	2			1	1	0	5	0	6	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	▲2	
伐木・搬出	0	26	1	17	▲9	▲34.6	0	5	1	5	0			2	2	0	4	0	3	▲1	0	7	0	4	▲3	0	10	0	5	▲5	
造林・その他の林業	1	20	0	22	2	10.0	1	6	0	5	▲1	1	1		▲1	0	6	0	9	3	0	5	0	6	1	0	3	0	2	▲1	
小計	1	46	1	39	▲7	▲15.2	1	11	1	10	▲1	0	1	0	2	1	0	10	0	12	2	0	12	0	10	▲2	0	13	0	7	▲6
第三次産業	小売業	0	65	1	87	22	33.8	0	28	0	36	8	1	2	1	0	21	0	33	12	0	9	0	10	1	0	7	0	8	1	
	社会福祉施設	0	88	0	88	0	0.0	0	26	0	27	1	5			▲5	0	32	0	37	5	0	18	0	16	▲2	0	12	0	8	▲4
	飲食店	0	19	0	13	▲6	▲31.6	0	10	0	8	▲2	2			▲2	0	7	0	5	▲2	0	1	0	0	▲1	0	1	0	0	▲1
	その他の第三次産業	3	144	0	152	8	5.6	1	77	0	85	8	4	1	▲3	0	39	0	40	1	1	14	0	18	4	1	14	0	9	▲5	
小計	3	316	1	340	24	7.6	1	141	0	156	15	0	12	0	3	▲9	0	99	1	115	16	1	42	0	44	2	1	34	0	25	▲9
その他	0	29	1	18	▲11	▲37.9	0	9	1	6	▲3	2	1	▲1	0	14	0	6	▲8	0	3	0	4	1	0	3	0	2	▲1	▲1	

注1: 休業4日以上。隠岐は松江署の内数。

注2: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

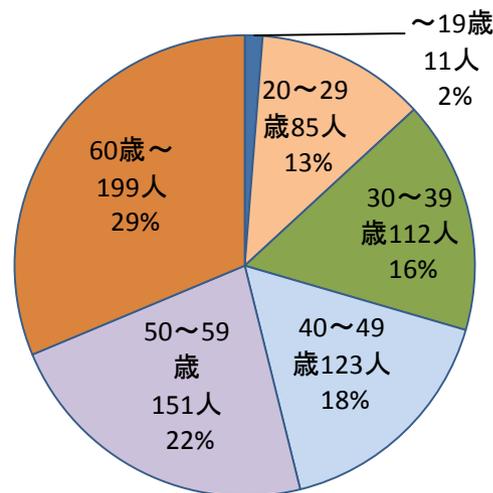
注3: その他とは、貨物取扱業、農業・畜産・水産業

## 年齢別発生状況

- 年齢が上がるにつれて被災しやすくなる傾向があります。熟練者としての「慣れ」のほか、運動機能の低下や視野角の狭まり等が労働災害の発生に影響を与えると考えられており、これらを踏まえた対策を講じることが必要です。

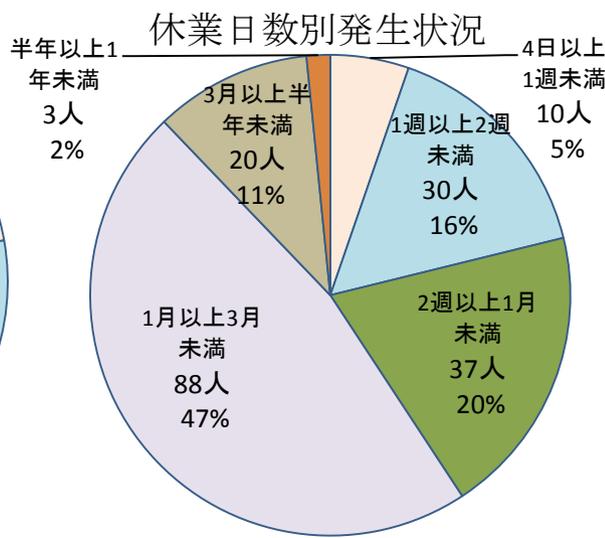
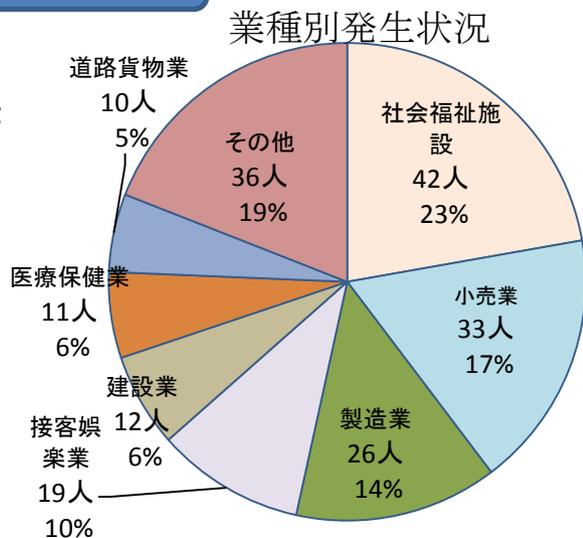
業種別にみた50歳以上の被災者の割合は以下のとおりです。

- 「社会福祉施設 69.3%(61人/88人)」
- 「小売業 67.8%(59人/87人)」
- 「道路貨物運送業 60.0%(33人/55人)」
- 「建設業 46.3%(44人/95人)」
- 「製造業 43.4%(70人/161人)」



## 転倒災害の発生状況

- 転倒は業種を問わず発生しています。
- つまずいて転んだだけで軽く捉えがちですが、1年間で111人もの方が1か月以上の休業を余儀なくされています。



# 死亡災害

労働災害による死亡者は平成28年の8人から4人減少し、平成16人に並び過去最も少ない死亡者数となりました。

平成30年に入り、建設業では屋根からの墜落、製造業では機械へのはさまれによる死亡災害が発生しました。

高所作業での安全帯の適正使用等の墜落防止対策、機械の調整や修理など非定常作業時の機械の確実な停止と不意の作動防止対策の徹底をお願いします。

番号	発生日	業種	発生状況
1	H29年 4月	林業	二股に分かれた立木を伐採するために当該立木に上り、順に枝を切り落とす作業を行っていたところ、枝を吊っていたワイヤーロープと枝との間に胸部をはさまれた。
2	4月	畜産業	フォークリフトでフレコンバックを運搬中に横転し、フォークリフトの下敷きになった。
3	5月	小売業	事業場の階段踊り場に設置されているタイムレコーダーに打刻するため、階段を上がっていたところ、階段から転倒した。
4	11月	鉄鋼業	工場内の鑄型の型を製造するラインにおいて、中子造型機の上金型と下金型の間にはさまれた状態の被災者を同僚が発見した。
	H30年 4月	建設業	屋根補修工事の作業中、屋根から道路上に墜落したものの。
	5月	合板製造業	昇降リフトのピット基礎部でリフトにはさまれた状態の被災者を同僚が発見した。

## 【事業場の安全衛生活動の支援】

### ☆労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全診断

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントは厚生労働大臣が行う試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。労働者の安全衛生水準の向上を図るため、事業場の安全衛生について診断を行い、改善計画の作成や指導を行っています。

詳しくは <http://www.jashcon.or.jp/contents/society/consultant>



### ☆「中小規模事業場安全衛生サポート事業」

製造業、第三次産業、鉱業の事業場で、労働者数が概ね100人未満の事業場等に対し、知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点の改善のアドバイスを行う(個別支援)ほか、同業種協同組合の会合や店長会議など複数の事業場の集まる機会にお伺いし、安全衛生に関する研修会を実施します。

詳しくは <http://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

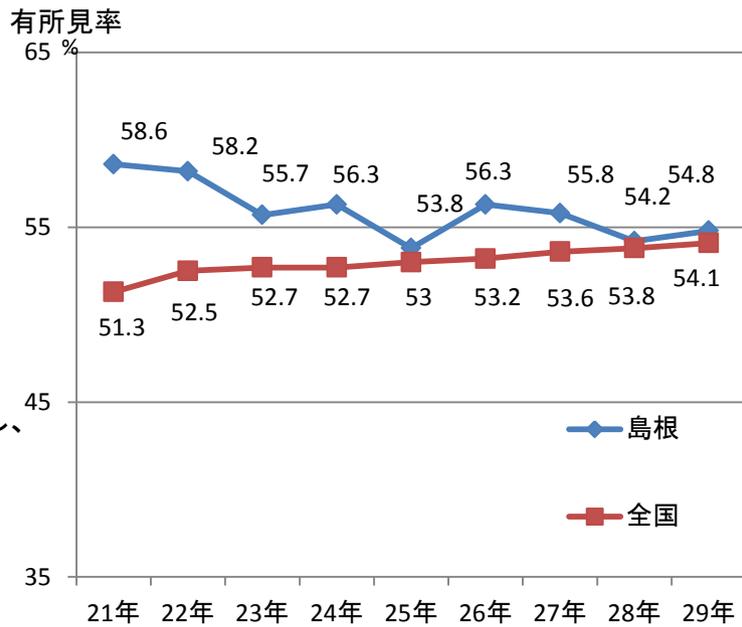


## 定期健康診断有所見率の推移

県内の労働者の有所見率は依然として全国より高い傾向が続いています(右図)。

- ①事業者は有所見労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聞かなければなりません(安衛法第66条の4)。
- ②また、その意見を勧告し、必要に応じ作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません(安衛法66条の5)。
- ③さらに、特に健康保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めてください(安衛法第66条の7)。

加えて、立場を問わず、また、所見の有無にかかわらず、日頃から「ご縁でつなぐまめなの輪」を合い言葉に、下の目標のうちできることから健康づくりに取り組みましょう。



<b>ご</b> ごはん(食事)は3食毎日食べる	<b>ま</b> また行こうあの人のいる 通いの場
<b>えん</b> 塩分控えて 野菜はたくさん	<b>め</b> めざせ8020 持とう歯磨き習慣とかかりつけ歯科医
<b>で</b> できることからストレス解消 心がけようよい睡眠	<b>な</b> 仲間で声かけ 受けよう 健診(検診)
<b>つ</b> ついに決心 禁煙チャレンジ	<b>の</b> 飲む量と飲む日を減らそうアルコール
<b>な</b> なくそう 受動喫煙 公共の場での喫煙	<b>わ</b> 若い時からしっかり動いて たっぷり筋力
<b>ぐ</b> グループで 職場で 地域で 取り組む健康づくり	島根県では「健康長寿しまね」の取組を推進しています。 詳しくは <a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/chouju/">http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/chouju/</a>

## 【島根産業保健総合支援センターのご案内】

産業保健に関する様々な問題(メンタルヘルス対策、化学物質対策、治療と仕事の両立支援等)について、専門スタッフが相談に応じ解決方法を助言しているほか、産業保健スタッフ向けの研修の実施や研修講師の紹介等の支援を行っています。

また、地域窓口では、労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断結果を踏まえた医師からの意見聴取等(上記①、③)のほか、長時間労働者に対する面接指導等も実施しています。

詳しくは<http://shimanes.johas.go.jp>

## 労働局からのお知らせ

### STOP!転倒災害プロジェクト

島根県内の労働災害の4件に1件は転倒災害が占めている状況です。毎年、2月と6月は「STOP!転倒災害プロジェクト」の重点取組期間となっています。転倒災害防止のために職場環境の改善に向けて取り組みましょう。詳細な内容は厚生労働省のホームページからご覧ください。



### 治療と仕事の両立支援

病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指し、県、医療機関、労使団体、労働局等からなる「島根県地域両立支援推進チーム」では、一丸となって**病気の治療と仕事の両立に悩む患者さんを支援する取組を促進**しています。

島根労働局のホームページの上にある「仕事と治療の両立支援」のバナーから特設サイトにアクセスいただけます。



### 労働局ホームページを刷新しました

島根労働局健康安全課では、皆様が、職場での安全衛生活動に有益な情報に効率良くアクセスいただけるよう、「安全衛生」サイトの掲載内容を見直しました。是非ご覧いただき、業務にご活用ください。